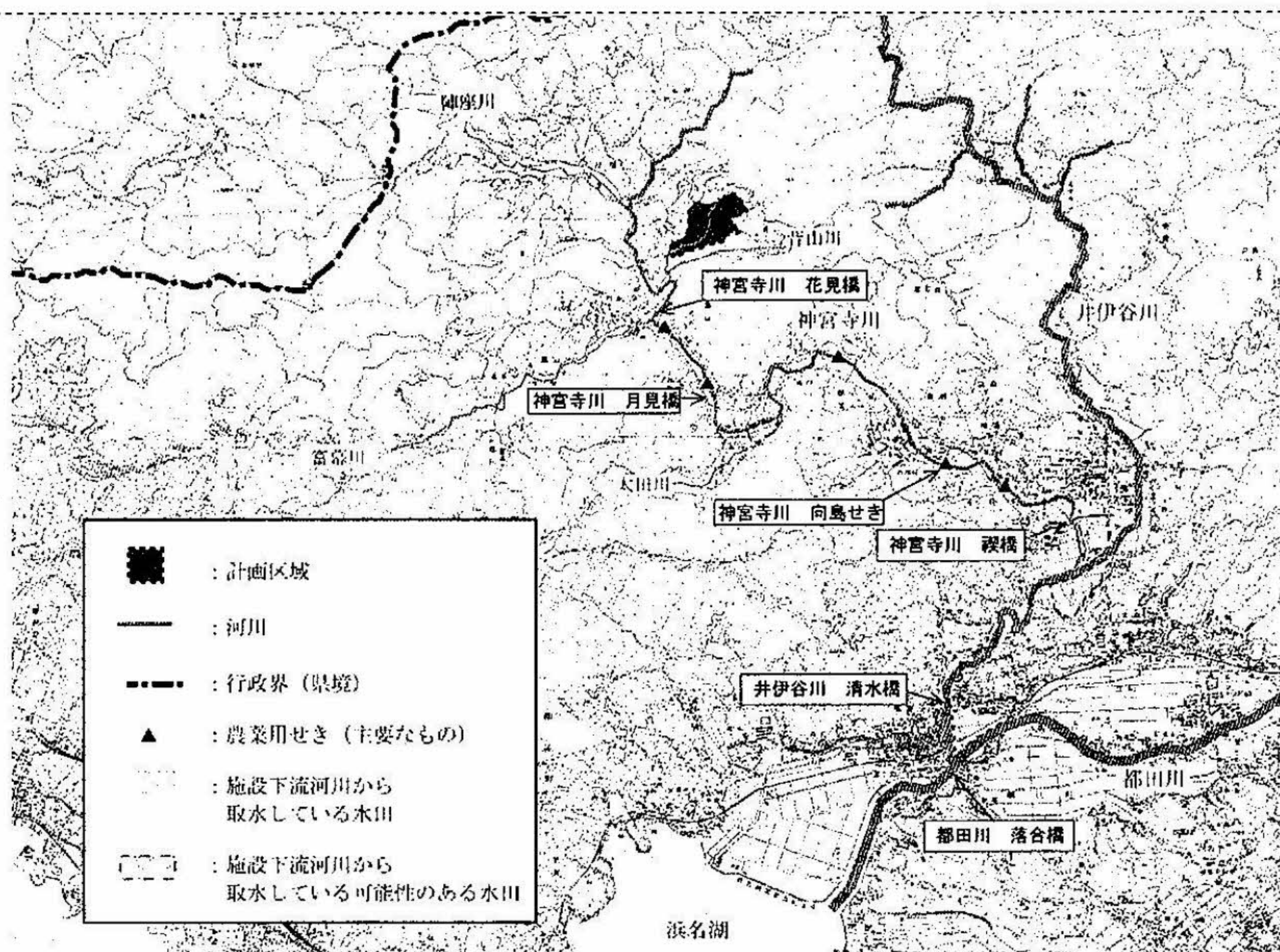


C-6-5 環境（河川汚染・検査）

意見書 No	内 容
218	設置予定場所は、水源の一部であり、下流には、水田・農地など多くの利用があります。地元民、及び、下流域では多大な被害を生じることとなり、被害面積も広大で施設設置には適していないと思います。 御指摘のとおり、放流先の河川となる神宮寺川は農業用水（主に水田用）として利用されていることから、生活環境影響評価においても農業用水としての水利用に影響が生じることがないかを検証しています。 予測評価は【農業用水基準】及び【千葉県農林技術研究所の水質分級】を評価指標として神宮寺川の農業用水取水地点 5 地点、井伊谷川 1 地点、都田川 1 地点で行っております。また、汚濁負荷の条件は、①処理水の水量を計画最大水量、②汚濁濃度を計画最大濃度としており、最も高い汚濁負荷がかかった場合を想定して計算しています。それらの予測結果において、全ての地点で無被害濃度（現況において「許容範囲」濃度となっている箇所のみ、予測結果も「許容範囲」濃度）であるという評価となっています。 従いまして、廃棄物受入基準や施設維持等の管理を徹底することにより、外部環境への影響を生じさせないように致します。
225	地震や施工不良など不測の事態により汚染物が流出した場合、河川下流域の受益地への被害範囲を示してほしい。特に水田に関して。 以下に、計画地下流において河川より水を取水している又はその可能性がある水田の地図を示します。



汚染水流出時に影響が生じる可能性のある範囲
(対象河川からの取水している又はその可能性がある水田)

しかしながら、そもそも計画地下流へは汚染水を流出させないような対策を講じております。
本浸出水処理施設においては、連続監視モニタリングを行い常に浸出水が施設にて適切に処理されているかを監視致します。ここで、異常値を検知した場合すぐさま放流は停止され調整槽へと返送される仕組みとなっております。加えて、処分場においては、緊急用のゲートバルブを閉じることで、浸出水の処理施設へのルートを一時的に停止し処分場内に閉じ込めることが可能な設計としております。

また、地震への対応につきましても、東海地震などの大規模地震を想定し、浸出水処理施設のコンクリート構造物等の崩壊倒壊がないよう安定計算を行ったうえで設計を致します。

これらより、汚染水が流出することによる河川下流域への被害が及ぼさないよう十分な対策を致します。